

石川県から見積を依頼された事業者様へ

請書の廃止について

1. 請書が廃止となりました！

この度、石川県では、契約事務手続きの統一を図るため、平成28年4月1日以降に見積徴収通知を行う全ての建設工事及び建設工事に係る業務委託において、請書を廃止することとしました。

2. 全ての案件において、契約書の作成が必要です！

上記の要件に当てはまる建設工事請負契約及び建設工事に係る業務委託契約においては、契約金額が100万円未満の場合であっても、契約約款を添付した契約書を2部作成し、契約窓口にご提出くださいますようお願いいたします。

また、これに伴い、契約金額に関わらず、「工程表」及び「技術者等選任届」の提出が必要になりますので、ご注意ください。